議案第39号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定 により提出する。

令和6年2月29日

提出者 板橋区議会議員

大井小石山荒い竹小野上柳川内川い内林か子るえりお子愛み

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例(昭和34年板橋区条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

(令和6年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例)

第11条 当分の間、令和6年度以降の第19条の4の規定による減免については、 同条(見出しを含む。)中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるの は「18歳」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る被保険者均等割額を減額する必要がある。